

No.11 省エネ照明（LED等）【単独申請不可】

省エネ照明（LED等）は1項目のみでの申請はできません。補助対象項目から、省エネ照明（LED等）を含め2項目以上実施する場合のみ申請可能となります。

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所に設置するもの ・グリーン購入法の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすもの又は同等の基準をみたしている（東京都が指定する「省エネ促進税制対象機器」等）もの（蛍光灯照明器具を除く。） ・スタンドライト等移動可能な照明器具又は電池式による照明器具でないもの
必要書類 (申請時)	<p>所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）(様式第3号) 事業計画書 補助対象事業の実施効果が分かる書類 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し (法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等) 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） 施工前の現況写真（既存機器） 設計図 導入機器のカタログの写し 案内図（住宅地図等） 建物所有者同意書 申請者以外の所有者がいる場合 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し 加算措置の適用を受ける場合</p>
必要書類 (実績報告時)	<p>所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）(様式第11号) 領収書等の写し（社印等の押印があるもの） 申請年度のものに限る。 施工写真 (建物全景、設置箇所の施工中、施工後の写真) 完成図面</p>
必要書類 (請求時)	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「省エネ照明」とは、発光ダイオード（LED）などの高効率照明機器のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。